

京都市告示第 140 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成22年6月22日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成22年6月29日（火）及び30日（水）

（歴史資料館）